

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった自己情報部分開示決定で不開示とした情報のうち、次表に掲げる部分を開示すべきである。

文書名	開示すべき部分
精神障害者の通報について	「精神障害者と認めた理由」欄のうち異議申立人に係る判断に関する部分（警察官が異議申立人から聴取した弁解内容及び警察官が見分した異議申立人の状況）
措置入院に関する診断書	「生活歴及び現病歴」欄のうち「陳述者氏名」欄に記載された関係機関等の情報
	「診察時の特記事項」欄のうち実施機関が不開示とした部分

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成 21 年 7 月 27 日、広島県個人情報保護条例（平成 16 年広島県条例第 53 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定により、実施機関に対し、「警察からの通報書から措置入院に至るまでの一連の文書」の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、次の情報（以下「本件対象情報」という。）を本件請求の対象となる保有個人情報として特定し、平成 21 年 8 月 7 日、条例第 14 条第 3 号（以下「第 3 号」という。）、条例第 14 条第 7 号（以下「第 7 号」という。）に該当する情報が記載されていることを理由に自己情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

<本件対象情報>

- ア 精神障害者の通報について（以下「通報書」という。）
- イ 診察指示書
- ウ 診察通知書
- エ 措置入院に関する診断報告書（以下「診断報告書」という。）
- オ 措置入院決定のお知らせ
- カ 移送に際してのお知らせ
- キ 診察結果通知書
- ク 入院措置通知書
- ケ 入院通知書
- コ 措置入院患者等搬送業務実施通知書
- サ 措置入院に関する事前調査及び移送記録票（以下「移送記録票」という。）
- シ 措置入院のための移送に関する診察記録票（以下「診察記録票」という。）
- ス 措置入院に関する診断書（以下「診断書」という。）

3 異議申立て

異議申立人は、平成 21 年 9 月 28 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、全部開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立書

私は今年で 23 年目になる生活騒音による暴行、脅迫まがいの被害によって、大学進学や仕事、結婚の夢を絶たれ、今は生活保護を受けて独身の身です。

また、親戚ぐるみで交際し、同居もしていた女性とも別れる原因にもなった。この女性は現在も一人暮らしをしています。

こうした生活騒音自体を全く否定し、私の幻聴、妄想とした〇〇署（〇〇年当時）、保健所、法務局等の行政機関の判断には怒りを乗り越えて、あきれられないと言った思いです。

また、人（行政機関）からいきなり、お前は気違いだと言われ、強制的に精神病院に入れられて納得できる人間がいるのでしょうか。私の兄にも具体的な理由は聞かされていません。私にはその理由を知る権利があるのではないかと思います。約 10m 程の距離から聞こえる隣家の人の声や話し声が幻聴とは決して思えない。私は保育園の頃より住んで、色々な隣家の声や音を聞いています。

警察には〇〇年頃より相談に行っていますが、それに伴う公正、適切な捜査が行われたかどうか甚だ疑問です。保健所が精神障害と認めた背景には最初に警察が精神障害と認めたことが大きいと思われる。

よって、警察書類の（文書の）すべての開示を求めるものである。

(2) 意見書及び口頭による意見陳述の内容

本件は背景において生活騒音という問題があり、部分開示決定の理由説明書による医療及び保護のために自傷他害のおそれがある精神障害者を県知事の権限で指定病院に入院させるというのは私に対してではなく、生活騒音を起こす本人（家族を含む）に対して行われるべきではないかと考える。そして、理由説明書にある警察への相談者、情報提供者は正にその生活騒音を起こしている本人及び同調者に他ならない。

本来、私の方が警察に生活騒音の悩み相談に行き解決を求めていたもので、それが全く解決されることもなく（本筋は生活騒音が解決されることにあるはずである）、生活騒音を起こしている張本人らと一緒に私の方を加害者と見做すというのは本末転倒も甚だしいと思われる。

また、精神障害者らしき者がいるとの相談なり、情報提供を地域住民から受けた場合、警察としては当然、私の方からも事情を聞くべきで（情報確認や本人の状態確認等のため）、実際にはそうしたことは全くなく、公平な行

政が行われたとは言い難い。

〇〇年〇〇月〇〇日には私の家にパトカーで警官が来て署まで行って刑事と話をしてくれないかと言うので、署の生活安全課に行って話をしている。帰りはワゴン車で刑事数名と家まで帰っている。

こうしたことは一体何だったのかという思いである。つまり、〇〇年以前に私が話をしたことは一体何だったのかということである。

したがって、前述のように生活騒音を起こしている隣家を始めとする同じ地区住民の同調者及び警察が一体となって私の方を犯罪者及び精神障害者に仕立て上げたと考えざるを得ない。

これは、まさしく犯罪行為そのものである。

そして、さらにはそれらの同調者として〇〇精神医療センター及び保健所の関係者が加わったと考えてよいと思う。

また、警察の署長がある特定した個人を相談や情報に基づいて精神障害者と判断して保健所に通報するのは独立した職務（権限）であり、この責任を逃れることはできない。

本件の発端となった事件についても逮捕されるに至るまでのことは全くないと考えている。

今日、現在においても隣家の人間及びその同調者は私の方に精神的、肉体的苦痛による人生の損失を与え続けている。こうしたことをもっとより深く考えるべきだと思う。

人が寝ている所を何度も起こしたり、寝させない状況を作るという行為は明らかに犯罪行為（傷害行為）である。

よって、全容を明らかにして行政の生活騒音に対する考えを見直してもらいたいと思うものである。

また、因みに精神病院退院後飲むように言われた薬はジプレキサとセロクエルで退院前の1ヶ月半位から飲み始めその時はもう一錠加わっていた。（退院後もしばらくはそうだったように思う）

これらを一生飲まないといけないと言われていた。そのまま言われた通り服用していたら今頃もまだ入院していたと思う。

これほどまでの仕打ちを受けなければならない理由がどこにあるのかと思う思いである。

隣家は相変わらず生活騒音を起こしているというのにである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明している内容を総合すると、本件対象情報を部分開示した理由などについては、おおむね次のとおりである。

1 通報書のうち異議申立人以外の者の氏名、住所、年齢、性別、続柄及び電話番号について

通報書に記載されたこれらの情報は、すべて異議申立人以外の特定の個人が識別される個人情報であり、第3号に該当する。

また、法令等の規定により又は慣行として異議申立人が知り得るか、又は知ることが予定されている情報ではなく、同号ただし書のいずれにも該当しないため、不開示とした。

2 通報書のうち異議申立人に係る判断について

通報書中「精神障害者と認めた理由」欄に記載のこの部分は、通報者が、異議申立人の状態について判断したもので、この部分を開示すると、異議申立人から通報者に対して、この判断に対する追求が行われ、この結果、今後通報者が行う自傷他害のおそれのある者に対する判断について、公正な実施が困難になるおそれがある。

また、措置入院の決定は保健所長が行うとはいえ、通報者と被通報者の間に軋轢を生じ、ひいては通報者と保健所長間の信頼関係を損ない、今後の当該事務に関し、正確な事実の把握やその適正な遂行を困難にするおそれがある。

したがって、第7号に該当するとして、不開示とした。

3 通報書のうち通報者が受けた相談内容について

(1) 第3号該当性について

この部分には、通報者が受けた相談内容が記載されている。

この相談内容は一体のものであり、その内容は、たとえ個人識別性がある情報を不開示としても、それ以外の情報から相談を行った個人（以下「相談者」という。）が特定できるものである。

また、法令等の規定により又は慣行として異議申立人が知り得るか、又は知ることが予定されている情報でもなく、第3号ただし書のいずれにも該当しないため、不開示とした。

(2) 第7号該当性について

相談は、公表されないことを前提に行われており、この部分を開示すると、異議申立人が相談者に相談内容について追求を行い、この結果、今後、相談をためらったり、率直な発言や正確な情報提供が得られにくくなり、自傷他害のおそれのある者の発見や正確な事実の把握が困難になるおそれがある。

また、相談者、通報者及び保健所間の信頼関係を損ない、今後の当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、第7号に該当するとして、不開示とした。

4 診察通知書及び入院措置通知書のうち通知の相手方の氏名について

異議申立人以外の特定の個人が識別される個人情報であり、第3号に該当する。

また、法令等の規定により又は慣行として異議申立人が知り得るか、又は知ることが予定されている情報ではなく、第3号ただし書のいずれにも該当しないため、不開示とした。

5 診察指示書、診断報告書及び診断書のうち精神保健指定医の氏名及び印影について

(1) 第3号該当性について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第27条第1項による措置入院のための診察を行った同法第18条に規定する精神保健指定医（以下「指定医」という。）の氏名及び印影は、異議申立人以外個人が識別できる個人情報である。

指定医は厚生労働大臣が指定しているが、その氏名は公表していない。ま

た、診察はその都度、保健所長が2名以上の指定医に依頼しているが、当該指定医名を診察時に被通報者に対し文書で通知するものではない。

また、指定医は、この診察を特別職の公務員として行うため、職名は開示しているが、職名から氏名が識別できるものでもない。

したがって、個人情報である指定医の氏名及び印影は、第3号ただし書のいずれにも該当しないため、不開示とした。

(2) 第7号該当性について

本件事案の結論が措置入院となったため、開示すれば、異議申立人が診察を行った指定医に対し、その診察の内容等について追求を行い、今後の診察について、その公正性が損なわれるおそれがある。さらに、今後、保健所長の措置入院のための診察依頼を指定医に拒否されるおそれがある。

したがって、第7号に該当するとして、不開示とした。

6 診断書のうち生活歴及び現病歴について

(1) 第3号該当性について

異議申立人の生活歴及び現病歴であるが、措置入院のための診察を行った指定医が、異議申立人の訴えと異議申立人以外の者から提供された情報を融合したものを記入している。

措置入院のための診察においては、指定医が被通報者を初めて診察する場合がほとんどであるため、通報書や被通報者に関する現況等の情報を指定医に提供している。

この内容には、異議申立人以外の者の個人情報及び情報を提供した異議申立人以外の個人（以下「情報提供者」という。）が特定される情報が含まれている。これらの情報は、法令等の規定により又は慣行として異議申立人が知り得るか、又は知ることが予定されているものではなく、第3号ただし書のいずれにも該当しないことから、不開示とした。

なお、本人の訴えに基づくものを明確に分離できなかったため、一連の情報として全体を不開示とした。

(2) 第7号該当性について

本件事案の結論が措置入院となったため、開示すれば異議申立人が情報提供者に対し、提供した情報について追求を行い、今後、診察に必要な情報提供が得られにくくなり、正確な事実の把握が困難になるおそれがある。

また、情報提供者と保健所長間の信頼関係を損ない、今後の診断事務の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれがある。

このようなことから、第7号に該当するとして、不開示とした。

なお、本人からの訴えに基づくものを明確に分離できなかったため、一連の情報として全体を不開示とした。

7 移送記録票のうち調査時の状況、補助者の氏名及び保護者の氏名、性別、続柄、生年月日、年齢、住所について

(1) 第3号該当性について

調査時の状況は、情報提供者が特定される情報が含まれている。これらの情報は、法令等の規定により又は慣行として異議申立人が知り得るか、又は知ることが予定されているものではなく、第3号ただし書のいずれにも該当

しないことから、不開示とした。

補助者の氏名は、異議申立人以外の個人が識別できる個人情報である。

措置入院を要する精神障害者の入院のための搬送業務については、広島県が精神科病院に委託しており、その搬送業務に当たる者の氏名は公表していない。また、その氏名を搬送時に被通報者に対し文書で通知するものではない。法令等の規定により又は慣行として異議申立人が知り得るか、又は知ることが予定されているものではなく、第3号ただし書のいずれにも該当しないことから、不開示とした。

保護者の氏名、性別、続柄、生年月日、年齢、住所は、異議申立人以外の特定の個人が識別される個人情報である。法令等の規定により又は慣行として異議申立人が知り得るか、又は知ることが予定されている情報ではなく、第3号ただし書のいずれにも該当しないため、不開示とした。

(2) 第7号該当性について

本件事案の結論が措置入院となったため、開示すれば異議申立人が情報提供者に対し、提供した情報について追求を行い、今後、診察に必要な情報提供が得られにくくなり、正確な事実の把握が困難になるおそれがある。

また、情報提供者と保健所長間の信頼関係を損ない、今後の診断事務の公正かつ円滑な執行に支障を来すおそれがある。

このようなことから、第7号に該当するとして、不開示とした。

8 診察記録票のうち指定医の氏名、措置入院者の移送に従事する者の氏名について

(1) 第3号該当性について

措置入院のための診察を行った指定医の氏名及び移送に従事する者の氏名は、異議申立人以外の個人が識別できる個人情報である。

指定医は厚生労働大臣が指定しているが、その氏名は公表していない。措置入院のための診察は、その都度、保健所長が2名以上の指定医に依頼している。しかし、当該指定医名を診察時に被通報者に対し文書で通知するものではない。

また、指定医は、この診察を特別職の公務員として行うため、職名は開示しているが、職名から氏名が識別できるものでもない。

措置入院を要する精神障害者の入院のための搬送業務については、広島県が精神科病院に委託しており、その搬送業務に当たる者の氏名は公表していない。

また、その氏名を搬送時に被通報者に対し文書で通知するものではない。

このように、個人情報である指定医の氏名及び移送に従事する者の氏名は、第3号ただし書のいずれにも該当しないため、不開示とした。

(2) 第7号該当性について

本件事案の結論が措置入院となったため、開示すれば、異議申立人が診察を行った指定医に対し、その診察の内容等について追及を行い、今後の措置入院のための診察について、その公正性が損なわれるおそれがある。さらに、今後、保健所長の措置入院のための診察依頼を指定医に拒否されるおそれがある。

移送に従事する者についても、その行為について追及を行い、今後の当該

事務事業の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれがある。
このようなことから、第7号に該当するとして、不開示とした。

第5 審査会の判断

1 本件対象情報について

本件対象情報は、異議申立人の措置入院に係る記録（警察からの通報書から措置入院に至るまでの一連の文書）である。

措置入院は、精神保健福祉法に基づいて、医療及び保護のために、自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれのある者を県知事の権限で指定病院に入院させる制度である。措置入院の必要性については、精神保健福祉法第29条第2項の規定により、指定医2名以上が診察し、判断することとされている。

開示請求の対象となった事案においては、平成〇〇年〇〇月〇〇日、〇〇警察署長（現 〇〇警察署長）が精神保健福祉法第24条の規定に基づき、〇〇地域保健所長（現 〇〇保健所長）に異議申立人を被通報者とする通報を行い、当該保健所長は、精神保健福祉法第27条第1項の規定による診察の必要性を認め、2名の指定医に診察を依頼した。これを受けて、当該指定医が診察を行い、その診察結果に基づき、当該保健所長は入院措置を行ったものである。

本件処分において、実施機関が不開示とした情報は、次のとおりである。

- (1) 「通報書のうち異議申立人以外の者（保護義務者）の氏名、住所、年齢、性別、続柄及び電話番号」、「診察通知書及び入院措置通知書のうち通知の相手方（保護者）の氏名」、「移送記録票のうち保護者の氏名、性別、続柄、生年月日、年齢及び住所」（以下「保護者の氏名等」という。）
- (2) 「通報書のうち異議申立人に係る判断に関する部分」（以下「異議申立人に係る判断部分」という。）
- (3) 「通報書のうち通報者が受けた相談内容に関する部分」（以下「相談内容部分」という。）
- (4) 「診察指示書、診断書及び診察記録票のうち指定医の氏名」、「診断報告書のうち指定医の氏名及び印影」（以下「指定医の氏名等」という。）
- (5) 「移送記録票のうち調査時の状況」（以下「調査時の状況」という。）
- (6) 「移送記録票のうち補助者の氏名」、「診察記録票のうち措置入院者の移送に従事する者の氏名」（以下「補助者等の氏名」という。）
- (7) 「診断書のうち生活歴及び現病歴」（以下「生活歴及び現病歴」という。）
- (8) 「診断書のうち診察時の特記事項」（以下「診察時の特記事項」という。）

2 本件処分の妥当性について

(1) 保護者の氏名等について

保護者の氏名等について、実施機関は第3号に該当するため、不開示としたと主張する。

第3号本文は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものは、不開示とすることを定めている。

ただし、同号ただし書イ「法令等の規定により又は慣行として開示請求者

が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、ロ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」又はハ「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当する場合は、開示するものと規定している。

実施機関が不開示とした保護者の氏名等は、開示請求者以外の特定の個人が識別され、若しくは特定の個人が識別され得る情報であると認められる。

また、保護者は精神保健福祉法第 28 条に規定する「現に本人の保護の任に当たっている者」であるが、それが誰であるかは被通報者が通常知り得る情報ではなく、誰が保護者とされたかは精神保健福祉法上、被通報者に通知することになっていない。

そうすると、保護者が誰であるかは、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるとは言えず、第 3 号ただし書きに該当しない。

さらに、同号ただし書きロに該当しないことは明らかであるし、保護者の氏名等は同号ただし書きハに規定する「公務員等の職名及び職務遂行内容」ではない。

したがって、保護者の氏名等は、第 3 号本文に該当しかつ同号ただし書きのいずれにも該当しないため、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(2) 異議申立人に係る判断部分について

異議申立人に係る判断部分について、実施機関は第 7 号に該当するため、不開示としたと主張する。

第 7 号は、県の機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は不開示とすることを定めている。

また、同号が規定する当該事務に支障を及ぼすおそれとは、抽象的なものでは足りず、具体的な蓋然性が認められなければならない。

当審査会で、通報書の「精神障害者と認めた理由」欄のうち異議申立人に係る判断部分であるとして実施機関が不開示とした情報を見分したところ、通報者が平成〇〇年〇〇月〇〇日に異議申立人を暴力行為等処罰に関する法律違反容疑で通常逮捕した際に、警察官が異議申立人から聴取した弁解内容及び警察官が見分した異議申立人の状況が具体的に記載されていた。

実施機関は、これらの情報を開示すると、通報者との信頼関係が損なわれ、診察実施に必要な通報者からの事情聴取が困難になると主張するが、警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）第 3 条において、警察官は、精神錯乱等のために自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのあることが明らかで応急の救護を要する者を発見したときはこれを保護しなければならないこととされており、これに関連して精神保健福祉法第 24 条では都道府県知事（政令指定都市の場合は市長）に対する通報義務が定められている。精神保健福祉法第 24 条に基づく通報は、このように警察官の職務上の義務として行っているものであるから、これらの情報を開示しても、今後の通報者からの情報取得が困難になるとは考えられないし、そのようなことはあってはならない。

したがって、異議申立人に係る判断部分は、第 7 号に該当しないため、開

示すべきである。

(3) 相談内容部分について

相談内容部分について、実施機関は第3号及び第7号に該当するため、不開示としたと主張する。

当審査会で、通報書の「精神障害者と認めた理由」欄に記載された情報のうち相談内容部分であるとして実施機関が不開示とした情報を見分したところ、異議申立人に暴行を加えられたとして、通報者に被害届を提出した特定人からの相談内容（被害届の内容、逮捕事実の要旨、特定人からの事情聴取の結果など）が具体的に記載されており、後日、その内容が被通報者に知られることを前提とすれば、今後、相談者が相談をためらったり、率直な発言や正確な情報提供が得られにくくなり、その結果、措置入院の要否について、正しい判断ができなくなるおそれがあると認められる。

したがって、相談内容部分は、第7号に該当すると認められるため、第3号該当性を判断するまでもなく、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(4) 指定医の氏名等について

指定医の氏名等について、実施機関は第3号及び第7号に該当するため、不開示としたと主張する。

指定医は、精神保健福祉法第18条の規定により厚生労働大臣が医師のうちから指定するもので、公務員として措置入院を必要とするかどうか等の判定を行うこととされている。厚生労働大臣が誰を指定医に指定したかについては、一般に一切公表されておらず、実際に誰が指定医として診断を行ったかは被通報者に知らされることはない。

実施機関が不開示とした指定医の氏名等は、開示請求者以外の特定の個人が識別され、若しくは特定の個人が識別され得る情報であると認められる。

また、指定医は上記のとおり公務員として職務を行うが、ただし書ハでは、職及び当該職務遂行の内容を開示することとしているのであり、氏名を開示するとはしていない。

したがって、指定医の氏名等は、第3号本文に該当しかつ同号ただし書各号のいずれにも該当しないため、第7号該当性について判断するまでもなく、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(5) 調査時の状況について

調査時の状況について、実施機関は第3号及び第7号に該当するため、不開示としたと主張する。

当審査会で、移送記録票の「調査時の状況」欄に記載された情報のうち実施機関が不開示とした情報を見分したところ、前記(3)で不開示とした相談内容部分から必要な情報を抜粋して記載されたものであることが認められた。

このことから、情報提供者が特定される部分を開示すると、相談部分の内容の一部も明らかとなるため、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(6) 補助者等の氏名について

補助者等の氏名について、実施機関は第3号に該当するため、不開示としたと主張する。

実施機関が不開示とした補助者等の氏名は、異議申立人を収容先病院へ搬送する際に同行した収容先病院の職員の氏名であり、開示請求者以外の特定の個人が識別される情報であると認められる。

当該職員は独立行政法人の職員であるが、前記(4)で説明した指定医と同じくただし書ハの公務員等に含まれるものであり、また、その氏名は公表を予定したものではない。

したがって、補助者等の氏名は、第3号本文に該当しかつ同号ただし書各号のいずれにも該当しないため、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(7) 生活歴及び現病歴について

生活歴及び現病歴について、実施機関は第3号及び第7号に該当するため、不開示としたと主張する。

診断書の「生活歴及び現病歴」欄には、措置入院の必要性を医学的に判断するために、指定医が必要であると判断した異議申立人の生活歴及び病歴を記録するものである。また、同欄の中には、指定医に情報を提供した陳述者氏名及び続柄の記入欄がある。

当審査会で、実施機関が不開示とした「生活歴及び現病歴」欄に記載された情報を見分したところ、「陳述者氏名」欄には、個人の氏名ではなく、関係機関の名称等が記載されていたが、その余の記載は、当該関係機関等には直接知り得ないと考えられる異議申立人に係る具体的で詳細な情報が記載されており、当該関係機関が特定の個人から収集した情報を指定医に提供したものであることが認められた。

このような異議申立人の詳細な情報を開示すると、関係機関等に情報を提供した者の氏名が記載されていなくても、その記載内容から、誰が関係機関等に情報を提供したかが推察され、その結果、実施機関が主張するように、異議申立人が情報提供者に対し、提供した情報について追求を行うことにより、情報提供者からの率直な意見が得られなくなり、今後の診察に必要な情報収集が困難になると考えられる。

そうすると、今後、保健所長が行う措置入院に関する診断に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障をおよぼすおそれがあると認められる。

したがって、生活歴及び現病歴は、第7号に該当すると認められるため、第3号該当性を判断するまでもなく、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ただし、「陳述者氏名」欄に記載された関係機関等の情報は、第3号及び第7号のいずれにも該当しないため、開示すべきである。

(8) 診察時の特記事項について

実施機関は、診察時の特記事項について、不開示とした理由を主張していない。

当審査会で、診断書の「診察時の特記事項」欄に記載された情報のうち実施機関が不開示とした情報を見分したところ、異議申立人本人の陳述をもとに措置入院が必要かどうかを指定医が判断した経緯が記載されており、これらの情報はいずれも異議申立人本人が了知する情報である。

また、措置入院決定の主たる理由となる指定医の診断内容は、本件処分の中で既に開示されており、診察時の特記事項のみを不開示とする理由は見当たらない。

したがって、実施機関が不開示とした情報は、条例上の不開示事由のいずれにも該当しないため、開示すべきである。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
21. 10. 16	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問を受けた。
22. 2. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
22. 3. 25	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関から理由説明書を収受した。
22. 3. 31	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
23. 5. 24 (平成 23 年度第 2 回第 1 部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問の審議を行った。
23. 6. 23	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議申立人から意見書を収受した。
23. 6. 28 (平成 23 年度第 3 回第 1 部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議申立人から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

今 井 光	弁護士
西 村 裕 三 （ 部 会 長 ）	広島大学教授
横 山 美 栄 子	広島大学教授